

# 後漢における「清」の隆盛について

加藤 徹 (地理歴史科)

## はじめに

所謂時代区分論争が盛んであった一九五〇年代から一九七〇年代にかけて、魏晉南北朝の貴族制社会をどのように捉えるか、という文脈の中で「清」乃至は「清官」というものが日本における中国中世史研究において注目を集めていた。その嚆矢が宮崎市定にあるのは言うまでもない<sup>①</sup>ことだが、川勝義雄・谷川道雄らによる「豪族共同体論」の隆盛に伴い、その実証研究の一環として行われた側面がある。

例えば、上田一九七〇は清官の由来について考察する中で、「後漢より魏晉南北朝にわたって『清』という言葉ほど、頻繁に使用されたものはない。・・・『清』は彼らの最も重要な生活理念であった。」とし、「清」をあくせくと産業を継営するよ

うなことはせず、余財が少しでもあれば一族あるいは郷里の孤寡に分配し、「少欲」「無欲」「寡欲」などと一連のものとして表現される、とした。

「清」の社会的側面をさらに掘り下げたのが、渡辺一九九四である。渡辺は、「清」は概ね①俸禄・賞賜の散施②「不営産業」③「家無余財」の三つの行動様式に表れるとし、後漢期に入るととりわけ官俸による俸禄・賞賜の散施が「清」という評価を受けるようになったとする。とりわけ後漢末三国期という混乱期に、四民、殊に農民と商人との対立を收拾する役割として官俸がクローズアップされると、調停役として官俸は俸禄以外に生産労働することが困難となることから、この時期に清的觀念が確立する、と評価した。

なお、魏晉時代に見える「清」の、官俸の政治スタイルとの関連について、矢野主税の先行研究<sup>②</sup>に導かれつつ考察を行ったのが、葭森一九八二である。ここで葭森は「清」について、官俸として清廉潔白で公私混同せず、私生活においても質素、儉約な態度を表現し、実際の政治手法についても人事、法律、刑罰などの運用から政治全体がすつきりとしていて当を得てい

ることも示す、としている。

以上、三者の先行研究により「清」なるもの実態は明らかとなっているが、一つ疑問が残る。それは漢末―具体的には党錮の禁以降―ではなく、むしろそれ以前において「清」なるものがどのように評価されていたのか、という点である。そこで、拙稿では三者の先行研究の、いつてしまえば「蛇足」として、党錮以前の「清」を追ってみたい。具体的には、『後漢書』から「清」と評価された人物を網羅的に挙げてみることにするが、その際にその人物の人となり「清」である、と評価された点を重視した。本人が官にあるときの政治が「清」であると評価されることも当然ある。政治スタイルは政治家個人のパーソナリティにも依存するが、時の政治で重視されている徳目などにも依存することが考えられるため、敢えて人となりのみに絞ってみたい。

## 一 光武帝・明帝期に見える「清」の隆盛

一体、「清」なる概念が世の賞賛を受けるのは通時代的であ

る。『後漢書』において、何らかの形で人となり「清」という評価を受けた人物は少なくとも七五名いる。この内、実に十八名が、新から光武帝期にかけての人物である。以下、「清」という評価を受けた理由が明らかなものを挙げてみよう。

淳于恭（北海郡淳于）<sup>(3)</sup>

善説老子、清静不慕荣名。家有山田異樹、人或侵盜、輒助為收採。又見儉刈禾、恭念其愧、因伏草中、盜去乃起、里落化之。

荀愨（太原郡）<sup>(4)</sup>

（太原の閔）仲叔同郡荀愨、字君天、少亦修清節。資財十萬、父越卒、悉散與九族。隱居山澤、以求厥志。

王霸（太原郡広武）

少有清節。（中略）隱居守志、茅屋蓬戶。<sup>(5)</sup>

妻曰「君少修清節、不顧榮祿。（後略）」<sup>(6)</sup>

祭遵（潁川郡潁陽）<sup>(2)</sup>

少好経書。家富給、而遵恭儉、惡衣服。

遵為人廉約小心、克己奉公、賞賜輒盡與士卒、家無私財、  
身衣草綌、布被。夫人裳不加緣、帝以是重焉。及卒、愷悼  
之尤甚。（中略）博士范升上疏、追称遵曰「（略）清名聞於  
海内、廉白著於当世。所得賞賜、輒尽與吏士、身無寄衣、  
家無私財。」（後略）

宋弘（京兆尹長安）<sup>(3)</sup>

建武二年、代王梁为大司空、彭越昌侯。所得租奉分贍九族、  
家無資産、以清行致称。

渡辺信一郎は、明帝期の任魄の例を挙げて「後漢初期の清は…  
道家的色彩が濃く、趣をやや異にしている」と評価した<sup>(4)</sup>。確  
かに淳于恭は道家的色彩が濃いが、その他の人物からは道家的  
色彩は確認出来ない。むしろ後漢末の例とも大差がない。

先に「清」への高評価は通時代的であると述べたが、実は新  
から光武帝期の混乱期にあつてはそうではなかったようである。

『後漢書』卷三十一、「孔奮伝」に興味深い記述があるのだ。

奮在職四年、財産無所増。事母孝謹、雖為儉約、奉養極求  
珍膳。躬率妻子、同甘菜茹。時天下未定、士多不修節操、  
而奮力行清絜、為衆人所笑、或以為身死賈骨、不能以自潤、  
徒益苦辛耳。

孔奮が建武年間、河西回廊に派遣されていた時の記述である。  
同地は辺境でかつシルクロード交易の要衝であるから、官吏も  
私腹を肥やすことが容易な地域のため、特殊な例かも知れぬが、  
「時天下未定、士多不修節操、而奮力行清絜、為衆人所笑」と  
あるのは興味深い。後漢政権の行く末が不明のため、「清」的  
な生き方は物笑いの種になっていたことが窺える。

とするならば、この時期に「清」という評価を受けた人物が  
多く見える、という事実をどのように理解すれば良いのだろう  
か。その手掛かりになるのが、次の史料である。

応劭『漢官儀』曰「世祖詔『万令選舉、賢佞朱紫錯用。丞

相故事、四科取士。一曰德行高妙、志節清白、二曰學通行修、經中博士、三曰明達法令、足以決疑、能安章覆問、文中御史、四曰剛毅多略、遇事不惑、明足以決、才任三輔令、皆有孝悌廉公之行。自今以後、審四科辟召、及刺史、二千石察茂才、九異孝廉之吏、務盡實效、選拔英俊、廉潔・平端於良邑、務授試以職。有非其人、臨計過署、不使習官事、書疏不端正、不如詔書、有司奏罪名、并正學者。」<sup>①</sup>

光武帝は、新莽からの動乱によつて現在の人材登用がうまくいつていないことを憂い、そこで四つの徳目に注目した。その筆頭にくるのが「德行高妙、志節清白」である。

現在でも後漢時代研究の最高到達点を示していると評価する東一九九五によれば、光武帝期の特徴として、前漢宣帝の方針を踏襲し「文史」、すなわち実務に通じた事務官僚を駆使して皇帝支配体制の強化を図った、ことが挙げられる。さらに次の明帝は後漢中興の功臣一族にも容赦せず、皇帝一元支配の強化を徹底した<sup>②</sup>。

「皇帝一元支配」に不可欠な、皇帝の手足となる官僚として、

先にも引用したように「文史」なる存在が必要となつてくる。「文史」に求められる素質は実務に通じ、法律の運用も厳格であることに加えて、光武帝が詔で明言した「德行高妙、志節清白」という性質であつたのではないだろうか。後漢初期にあつて、「清」の評価を受けた人物二十七名の内、逸民と見なしうる四名を除くと、十五名もの人物が三公九卿（一部、太子少傅を含む）、或いは尚書令・尚書といった後漢に入り重視され始める尚書系の高官にあるのだ<sup>③</sup>。とりわけ明帝期に「清」の評価を受けたと考えられる九名の内、八名は高官に就いている。

つまり、「清」という評価は、後漢国家がようやく軌道に乗つた後、皇帝が官僚達に求めた最重要の観点の一つ、と言えるだろう。その為、「清」という評価を受けた人物が多く史書に記録されるようになったのだ。

## 二 後漢中期に見える「清」の復権

安帝期に入ると「清」なる人材を確保するために、詔勅が三度も出されている。（以下、引用史料は『後漢書』巻五「孝安

帝紀)

(永初二(二〇〇)年) 九月庚子、詔王国官属墨綬下至郎、  
謁者、其経明任博士、居郷里有廉清孝顺之称、才任理人者、  
国相感移名、野計借上尚書、公府通調、令得外補。

(元初六(二一九)年二月) 壬子、詔三府選掾属高第、能  
惠利牧養者各五人、光禄勳興中郎將選孝廉郎寛博有謀、清  
自行高者五十人、出補令・長・丞・尉。

(延光元(二二二)年八月) 己亥、詔三公・中二千石、掾  
刺史・二千石・令・長・相、視事一歲以上至十歲、清白愛  
利、能勸身率下、防姦理煩、有益於人者、無拘官慕。刺史  
掾所部、郡国太守相掾墨綬、隱覩恣心、勿取浮華。

光武帝期以来の、「清」なる徳目を重視していることが窺え  
るのだが、和帝・安帝期において「清」評価を受けた人物は意  
外に少ないように思われる。だが、齡五〇にして起家し、「関

西孔子」と謳われた楊震<sup>①</sup>が涿郡太守として任地にあつた時に  
面目いことを言っている。

(楊震の) 性公廉、不受私謁。子孫常蔬食步行、故旧長者  
或欲令為開產業、震不肯、曰『使後世称为清白吏子孫、以  
此遺之、不亦厚乎。』<sup>④</sup>

楊震は、選挙請託などの不正を未然に防ごうと、私的な面会  
を極力排除していたことが窺える。そして子孫のために財産を  
なすことも拒絶している―渡辺一九九四bの「清の三要件」②  
「不営産業」に該当。また、楊震は涿郡太守の前に東萊太守  
となつているが、その際にも王密なる人物の金銭―王密は夜に  
なつて金銭を持って楊震の元を訪れていることから、賄賂の可  
能性が高い―授受を拒絶している。なお、この際のやりとりが  
「四知」の語を生んだ。

楊震自身が「清」的な生き方を規範としていたと見なしうる  
が、さらに踏み込んで考えれば、先述の孔奮の例でみたように、  
後漢中興当初は「為衆人所笑」生き方であつた「清」が、後世

の人物或いは史家の重視する徳目たり得る、と楊震は考えているのだ。つまり、後漢建国して約九〇年<sup>15</sup>して「清」という徳目が知識人の間に、ある種のコンセンサスとして受容されつつあった、といつて良いだろう<sup>16</sup>。

順帝期に入ると、「清」と評価される人物が再び増えてくる。以下、「清」評価を受けた理由が明確な者を挙げてみよう。

袁彭（汝南郡汝陽）<sup>17</sup>

順帝初、為光祿勳。行至清、為吏<sup>鷹</sup>飽糲食、終於議郎。尚書胡広等追表其有清操之美。比前朝賈禹・第五倫。

崔瑗（涿郡安平）<sup>18</sup>

家貧、兄弟同居数十年、鄉邑化之。（中略）居常蔬食菜羹而已。家無擔石儲、當世清之。

檀敷（山陽郡瑕丘）<sup>19</sup>

少為諸生、家貧而去清、不受鄉里施惠。（中略）家無產業、子孫同衣而出。年八十、卒於家。

わずかに三名の例ではあるが、皆質素な生活に励み、蓄財を行っていないことが理解出来よう。

ところで、後漢中期<sup>20</sup>とはどのような時代であったのだろうか。『後漢書』諸帝紀や佐藤武敏らの労作である佐藤一九九三を繙けば明確なように、政治的には外戚による政治壟断がしばしば発生し、気候史的には蝗・洪水・雹・地震といった各種の異常気象が頻発している、いわば後漢王朝の支配にひびが入った時代、といえるだろう。

このような危機の時代にあつて、当然国家として対策を行う訳である。これについても、上谷一九九四や多田一九九四に詳しい研究があり、拙稿で贅言を繰り返すまでもないが、少しく見てみよう。

和帝の永元五（九三）年から、国家による救民対策としての賑恤行為が目立つて増加してくる。（以下、引用史料は『後漢書』巻四「孝和孝殤帝紀」）

（永元五年三月）庚寅、遣使者分行貧民、举美流冗、開倉賑粟三十餘郡。

(同六年) 二月乙未、遣謁者分行**蠲貸**三河・兗・冀・青州貧民。

(同八年四月) 甲子、詔**賑貸**并州四郡貧民。

(同九年) 六月、蝗・旱。戊辰、詔。「今年秋稼為蝗蟲所傷、皆勿收租・更・芻藁。其山林饒利、陂池漁採、以贍元元、勿收假稅。」

十一年春二月、遣使循行郡國、**蠲貸**被災害不能自存者、令得漁采山林池澤、不收假稅。

(同十二年夏) 閏月、**賑貸**敦煌・張掖・五原民下貧者穀。

(同十三年二月) 丙午、**賑貸**張掖・居延・朔方・日南貧民及孤・寡・羸弱不能自存者。

(同年) 秋八月、詔家林民失農桑業者、**賑貸**種糧、**粟**賜下貧穀食。

(同十四年四月) 庚辰、**賑貸**張掖・居延・敦煌・五原・漢陽・會稽流民下貧穀、各有差。

(同十五年) 二月、詔**賑貸**潁川・汝南・陳留・江夏・梁國・敦煌貧民。

安帝期に入っても同様である。(以下、引用史料は『後漢書』卷五「孝安帝紀」)

(延平元年(一〇六年) 冬十月、四州大水、雨雹。詔以宿麥不下、**賑賜**貧人。

(永初元年(一〇七年) 年正月戊寅) **粟**司隸・兗・豫・徐・冀・并州貧民。

(同年九月) 癸酉、調揚州五郡租米、**贍**給東郡・濟陰・陳留・梁國・下邳・山陽。

(同二年) 二月乙丑、遣光祿大夫樊攄、呂倉分行冀之三州、**賑**貧流民。

(同年) 冬十月庚寅、**粟**濟陰・山陽、玄菟貧民。

(同年) 十二月辛卯、**粟**東郡・鉅鹿・広陽・安定・定襄・沛國貧民。

(同四年) 二月丁巳、**粟**九江貧民。

(同七年) 九月、調零陵・桂陽・丹陽・豫章・会稽租米、**賑**給南陽・広陵・下邳・彭城・山陽・廬江・九江飢民。又調潁水渠穀輸敷倉。

(元初二(二一五)年)春正月、詔饗三輔及并・涼六郡流亡貧人。

(同五年)三月、京師及郡国五旱、詔饗遭旱貧人。

このような救民対策にどのような効果があったのか、またそれによつて後漢国家の財政に影響を与えたのか。それを判断するのは難しい。ただ、人口統計を見ると、章帝章和二(八八)年に四三三五万六三六七人だった人口が、和帝元興元(一〇五)年に五三三五万六三二九人と、賑恤行為を頻発せざるを得ないような状況下にあつても人口が増加していることから、少なくとも和帝年間の救民対策には一定の効果があつたと想定される<sup>②</sup>。

だが、安帝期に入つてもこうした状況が変わらず、寧ろ被害地域が冀州・兗州といった黄河下流域に拡大していることで、後漢国家の負担を増したことは想像に難くない<sup>③</sup>。その結果、安帝延光四(二一五)年の人口が四八六九万〇七八九人と、元興元年に比べて一割も減少してしまつたのだらう<sup>④</sup>。

なお気候史の研究によれば、紀元一〇〇年頃より中国では寒

冷化が始まり、中国北方では同時に乾燥化も起こつており、その一つのピークが一五〇〜一八〇年に存在する<sup>⑤</sup>。このような気候変動が、多くの災害をもたらしたのであらう。殊に前近代における寒冷化は、人口減少の大きな要因になり得る。一世紀末に人口が五千万人を越えた中国では「人口過剰状態」に陥つて、寒冷化が始まると過剰分の人口が減少していったとも考えられよう。

順帝期を迎えると、目立つて地震が増加してくる。特に洛陽や中国北西部ではほぼ毎年のように地震が記録されている。また、陽嘉元(二三三)年頃より旱害の記事も見えてくる。前述の「寒冷化+乾燥化」に対応しているのであらう。そのため、救民対策が行われるのは前代と変わらないが、賑恤行為に関しては頻度が減少している。(以下、引用史料は『後漢書』巻六「孝順孝沖孝質帝紀」)

(永建二(二二七)年二月)甲辰、詔饗貧荆・豫・兗・冀州流亡貧人、所在安業之、疾病致醫藥。

(同三年四月)癸卯、遣光祿大夫案行漢陽及河内・魏郡・

陳留・東郡、**粟貸**貧人。

(陽嘉元(二三三)年二月)以冀鄴比年水潦、民食不贖、  
詔案行**粟貸**、勸農功、賑乏絕。

(永和四(二三九)年)秋八月、太原郡旱、民庶流<sup>②</sup>。癸  
丑、遣光祿大夫案行**粟貸**、除更賦。

もとより賑恤が必要なほどの被害がなかったとも考えられる<sup>②</sup>が、和帝以来の賑恤により国家の負担が続けられなくなっていたのではなからうか。

陽嘉年間に数度の上奏を行った郎顛なる人物がいる。彼は、順帝期にしばしば災異が発生していたため、公車に召されて対策を聞かれた在野の人物である。その上奏には、陽嘉年間の問題点が窺えて興味深い。例えば、

又頃前數日、寒過其節、冰既解、還復凝合。<sup>③</sup>

とあって、この時期の寒さが非常に厳しかったことが窺える。また、上奏①<sup>④</sup>では、

臣愚以為諸所繕修、事可有減、粟卹貧人、賑贖孤寡、此天之意也、人之慶也、仁之本也、儉之要也。

同様に、上奏④でも、

立春以来、未見朝廷賞録有功、表顯有德、存問孤寡、賑恤貧弱、而但見洛陽都官奔車東西、收繫織介、牢獄充盈。

(中略)又連月無雨、將害宿麥。若一穀不登、則飢者十三四矣。陛下誠宜廣被恩澤、貸贖元元。

とあり、陽嘉年間には、厳しい寒さや旱害があつても国家による賑恤が満足には行われていない現状が浮き彫りになっている。

そのため、公私問わず地方レベルで賑恤行為を行うことが見られる<sup>③</sup>。例えば、これは順帝期以前のことであるが、延平元(一〇六)年に、魏郡太守の黃香が、水害によって貧民が発生した際に、「乃分奉祿及所得賞賜贖贖貧者、於是豐富之家各出義穀、助官粟貸、荒民獲全。」と、私財をなげうつただけでな

く、魏郡の豪族層からの支援を得て賑恤を行っている<sup>②9</sup>。また順帝期と推定しうる例として、种嵩が父の死後に遺産三千万を「悉以賑卹宗族及邑里之貧者」している<sup>③0</sup>。种嵩が賑恤を行ったと考えられる時期、彼の郷里である洛陽は蝗・地震・疫病・旱など何かしらの災害が発生しており、种嵩は遺産を賑恤することで郷里の保全を図ったと考えられる。また、順帝陽嘉年間（二三二～二三五）頃と思われるが、「改扈將軍」梁冀の父たる梁商も、「每有飢饉、輒載租穀於城門、賑與貧餓」していることから、私的な賑恤行為は、郷里保全のために必要となっていたのだろう。

このような私的な賑恤行為は、言うまでもないが渡辺一九九四りにある「清の三要件」の①俸禄・賞賜の散施と合致する。そこで、再び崔瑗の記述を見てみると、崔瑗は賓客に対しては自らの善をも顧みずに歓待するのに対して、自らは粗末な食事に留めていて「家に擔石の儲え無」い状態である。これを賑恤行為と見なすことは難しいが、そのような側面も全くなかったとすることは出来ないのではないか。

「清」は、後漢中期の天変地異が頻発する時代、国家による

救民対策では追いつかなくなったため、それを民間で支える行為が見られるようになると、そのような賑恤と結び付くようになったのではないだろうか。

### 三 王渙・鄧氏政權・「清」

後漢中期の序盤たる和帝期に活躍した王渙という人物がいる。王渙については、狩野一九九三などにも言及はあるが、積極的には後漢政治史において位置付けがされて来なかったように見受けられる。蛇足に蛇足を重ねるきらいがあるが、この人物は「清」認定を受けただけでなく、非常に興味深い事跡が残っているため、敢えて別章を設けて簡潔に考察してみたい。

王渙は『後漢書』卷七十六「循吏列伝」に秦が設けられている。字は稚子といい、益州の広漢郡郫県の出身で、そのため『華陽国志』卷十「先賢士女総論」にも記載があり、『後漢書』にはない貴重な記録も残っている。以下では『後漢書』（以下、『後漢書』「循吏列伝」王渙条の引用は「循吏列伝」とする）と『華陽国志』（以下、『国志』とする）を頼りに事跡を辿る。

王渙の父・王順は安定太守を勤めたことが分かっている。王渙自身については、若いときは任侠を好み不良グループと交友があったが、成長してから改め、特に『尚書』や法令に通じるようになった。広漢太守に陳寵が赴任した際に郡功曹として施政を支えたことが、王渙の名が知られる契機となった。陳寵は広漢太守時代の治績をもって大司農に榮転するが、京師に入つて和帝に郡太守時代の善政の秘訣を問われた際に、「臣任功曹王渙以簡賢選能、主簿鐔頭拾遺補闕、臣奉宣詔書而已」と返答し、王渙や鐔頭を称えている。王渙が「当職割断、不避豪右」の態度で臨んでいたことが善政を導く要因となったようだ。

なお、鐔頭は同郷の人物で、『後漢書』に専伝はない。『国志』によれば、同郡雒県の蔡弓と共に学び、のちに司徒の魯恭に学びを請うた。この時の同窓が、張霸（蜀郡成都出身）・李郃（漢中郡南鄭）・張皓（犍為郡武陽）・陳裒（巴郡安漢）であった。官歴としては、豫州刺史・光祿大夫・侍中・衛尉となっている。

王渙は州の茂才に挙げられた後、温令、兗州刺史、洛陽令と地方官を歴任したが、任地で必ず庶民を満足させる善政を行つ

ている。温令時代、県内に不逞の輩が多く人々の災いとなつていたが、王渙は策を用いて一掃した。この結果、「境内清夷、商人路循於道」、「路不拾遺、臥不閉門」と教化が行き届くようになり、民は「王稚子、世未有、平徭役、百姓喜」と歌を作つて絶賛している<sup>③</sup>。また、兗州刺史としては、「繩正部郡、風威大行」（『循吏列伝』）「部中肅清」（『国志』）とあるだけが、赴任した前後には兗州には飢民が発生していたと考えられ（前掲『孝和孝殤帝紀』永元六年二月条）、史料上具体的な施策は窺い知ることは出来ないが、王渙による飢民対策が一定程度奏功していたのだから。

永元十五（一〇三）年九月、侍御史から洛陽令に転出した。法令に通じた王渙は公正な裁判を円滑に進めると共に、首都洛陽の有力者に対しても一切憚ることなく取り締まりを行った結果、「權豪畏敬」（『国志』）するようになった。そのため、彼の行政手腕は「京師称歎、以為渙有神筭」（『循吏列伝』）と評価されるに至つた。庶民、とりわけ商人にその善政が慕われており、元興元（一〇五）年に王渙が死去すると、「百姓市道莫不咨嗟。男女老壯皆相與賦歎、致奠餼以千数」（『循吏列伝』）、

「行人商旅 莫不祭之」（『国志』）という状況になっている。  
『循吏列伝』によれば、洛陽に穀物を持って入ると役人によつてその半分を掠め取られていたが、王渙が洛陽令になった後はこのような不正が止んだことが窺え、それが商人から慕われる所以となったのだろう。なお、王渙が洛陽にあった際にも旱害が発生している<sup>32</sup>。

このような厳しい情勢の中で善政を行つた王渙は、臨朝称制していた鄧太后によつて永初二（一〇八）年に「故洛陽令王渙 秉清慎之節」と激賞され、さらに遺子の王石が郎中に拔擢されている。官歴のみで見ると、鄧太后の行動は異様とも言えるくらいの厚遇と思われるが、この理由は一体何なのであろうか。

要因として考え得ることは、鄧太后や外戚鄧鸞を中心とする鄧氏政権の基本方針が、「鸞等崇節儉 罷力役 推進天下賢士」<sup>33</sup>にあることだろう。殊に三項目の「推進天下賢士」で実際に鄧氏政権が拔擢した人材として、益州出身の人物が多いことは上田一九六七や東一九九五が指摘する通りである。東は「一つは、和帝期の中央官界においてすでに或る地位を得ており、鄧氏専権期に入つて鄧氏に重用された、何熙・李邵・龐參・罇頭・

樊準といった人々である。いま一つは、鄧鸞が將軍府の掾属に辟召した鄧鸞の故吏たる人々で、楊震・朱寵・陳裨・張皓・馬融らがそれである。後者の人士は、將軍府の掾属から鄧氏の推挽によつてそれぞれの昇進コースを歩んだ人々である。」<sup>34</sup>と鄧氏政権が拔擢した人物を分類しているが、先述した罇頭と、罇頭と共に司徒魯恭のもとで学んだ人々が、張覇を除いて全て含まれていることは興味深い。

後漢前期には益州出身の人材が冷遇されたことは周知の通りであり、それを転換するには他地域出身の政治家などからは反発が上がることは当然予想しうる。そこで鄧太后は、夫にして前代の皇帝たる和帝の時代に地方官として、災害が頻発する地方で悉く善政を行つた王渙を称揚することで、益州出身の人材の能力をいわば保証する狙いがあったと考えられる。

また、王渙と共に広漢太守陳寵の政治を支えた罇頭の師が魯恭であることも見逃せないだろう。魯恭が中牟令であった頃、彼は徳をもつて政治にあたり、そのため吏民皆が彼の善政に満足した。建初七（八二）年に、螟がひろく発生した際、魯恭が県令を勤める中牟には螟は入つて来ないという奇跡が起こつて

いたのである。

蝗や螟といった穀物を食い荒らしてしまう害虫が、善政を行っている地方官の管轄に入つて来ないという、後漢時代に多く見られる事象を、嘗て私は「イナゴ感応譚」として考察したことがある<sup>35</sup>。「イナゴ感応譚」の後漢における初見である卓茂の事例を検討して、後漢王朝の正統性を主張するものとして「イナゴ感応譚」が利用されていったと考えた。

卓茂は、光武帝政権においてはほぼ唯一といつても良い、学者として名声を持つものである。だから、光武帝政権が中国を統一していく過程で、彼はシンボルたり得る存在となった。同様に、魯恭も鄧氏政権において司徒となり、人材抜擢などで功績があった人物で、矢張り鄧氏政権の正統性を主張する重要な人物である。その鄧氏政権のキーパーソンたる魯恭に学んだ饒頭と郡の下級官僚時代の同僚で、地方官として各地で善政を行い、卒するや否や民衆によって顕彰・追悼の碑が建てられる王渙は、「崇節侯、罷力役、推進天下賢士」という外戚政権として異例の「つつましやかな」<sup>36</sup>鄧氏政権の政治の象徴として利用されていくのではないか。加えて、王渙を「清愷」と認定すること

で、「清」すなわち地方社会の維持のために努力することを奨励したのではないか。

後に桓帝が黄老にのめりこんでゆく中で、地方にある祠が悉く破壊されていくが、桓帝が破壊しなかつたものが二つあった。それは、卓茂の廟と洛陽の民衆が建てた王渙の祠である（循吏列伝）。上記の考察に基づけば、桓帝が破壊し得なかつたことも理解しうるだろう。

## おわりに―後漢後期の「清」―

党錮の禁に関する先行研究は、それぞれ枚挙に暇がない。当然それは、「清」や「清流」、あるいは「貴族制社会」の淵源に関わるからである<sup>37</sup>。

「連桓靈之間、主荒政繆、国命委於闡寺、士子羞與為伍、故匹夫抗憤、処士橫議、遂乃激揚名節、互相題拂、品覈公卿、裁量執政、婞直之風、於斯行矣。」<sup>38</sup>で有名な後漢後期、「清」評価を受けた人物は少なくとも二十八名にのぼる。その中で、「清」評価を受けた理由が明確な者を挙げてみよう。

竇武（扶風郡平陵）<sup>③</sup>

在位多辟名士、清身疾惡、礼賂不通、妻子衣食裁充足而已。  
是時羌蠻寇難、歲儉民飢、武得尚宮賞賜、悉散與太学諸生、  
及載有糶於道、旬施貧民。

朱穆（南陽郡宛）<sup>④</sup>

禄仕数十年、蔬食布衣、家無余財。公卿共表穆立節忠清、  
虔恭機密、守死善道、宜蒙旌寵。

楊秉（弘農郡華陰）<sup>④</sup>

秉免婦、雅養清儉、家至貧窶、并日而食。任城故孝廉景慮  
齎錢百余萬、就以餽秉、秉閉門距絶不受。

劉寵（東萊郡牟平）<sup>④</sup>

寵前後歷宰二郡、異登卿相、而清約省素、家無貨積。

韓珩（代郡）<sup>④</sup>

珩字子佩、代郡人、清粹有雅量。少喪父母、奉養兄姊、宗  
族称悌。

高順（不明）

順為人清白有威嚴、少言辭、将衆整齊、每戰必勦。<sup>④</sup>

順為人不飲酒、不受饋。<sup>④</sup>

矢張りこの時代は、党錮の禁と「清」は切り離せないだろう。  
党錮の禁を主導した外戚の竇武・太尉陳蕃<sup>④</sup>は共に「清」とさ  
れているし、「党錮列伝」に名前が挙がっている人物の中では、  
成（南陽太守時代、功曹の岑晷を重用したことで知られる）・  
范滂・尹勲・羊陟・檀敷が「清」評価を受けている。

所謂「清流派」と「清」との関連をどのように考えれば良い  
のか。試みに「党錮列伝」で立伝されている者で「清」とされ  
た人物を瞥見すると、范滂は郡功曹となっており、尹勲・羊陟  
は代々の富豪家であり、檀敷のみが貧しい家の出身である。尤  
も、「党錮列伝」で立伝される人物で寒門出身者はほとんどい  
ないともいえるが。

となれば、これら「清流派」と目される人物の多くは富豪層  
と言い得る訳で、彼らは一方では郷里にあつては、川勝義雄の  
いう「豪族の領主化傾向」を發揮していたことになる。東一九  
九五も指摘している<sup>④</sup>が、潁川郡の名族・荀淑は致仕した後に  
「産業」を広く行つていたことが窺える。だが荀淑は、その管  
利で「瞻宗族知友」を行つていた。荀淑が亡くなつたのは建和  
三（二四九）年であり、賑恤行為は順帝期のものとも考えられ  
るが、宗族のみならず知人にも賑恤を行い郷里を安寧に導いて  
いた態度が、「清流派」の巨魁である李膺に「荀君清識難尚」  
と評価されていたのだろう。

東晋次も指摘する如く、桓帝・靈帝期という「皇帝権の私権  
化傾向は否定できず、前期皇帝支配の性格や理念としての小農  
民保護育成策は、後期においては放棄されたと思はざるを得」  
<sup>⑤</sup>ない状況下では、賑恤を行わねば郷里を維持出来ぬと考える  
富豪層も現れ、彼らが「清」と評価されていつたのだろう。ま  
た、敢えて付言するならば、荀淑が李膺に評価されたように、  
「清」認定を受けることが任官への足がかりとなつた可能性も  
否定出来ない。

以上、全く拙い小論であり、読者諸氏のご批評を待ちたい。  
最後に、「清」が郷村防衛策である、とする推定が正しいとす  
れば、魏晋時代に生まれてくる所謂貴族もまた、在地性が重要  
になつてくるのではないか。郷村を離れた場所で展開される人  
物評価には意味がないのではないか。

#### 【参考文献】（姓アイウエオ順）

- ・上谷浩一「後漢中期の地方行政刷新とその背景―後漢廢帝『延平元  
年の詔』とその周辺―」（『東洋学報』七五二三・四、一九九四年）
- ・上田早苗「巴蜀の豪族と国家権力―陳寿とその祖先たちを中心に―」（『東洋史研究』二五十四、一九六七年）
- ・上田早苗「貴族の官制の成立―清官の由来とその性格―」（『中国  
中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年）
- ・狩野直禎『後漢政治史の研究』（同朋舎出版、一九九三年）
- ・川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、一九八二年）
- ・佐々木明「サブアトランティック期後葉（紀元前0.1ー西暦0.3  
千暦年）の気候変動と世界史上完新世の人類学（I）」（『人文  
科学論集人間情報学科編―信州大学』四三二二〇〇九年）
- ・佐藤武敏（編）『中国災害史年表』（国書刊行会、一九九三年）
- ・鈴木秀夫『気候変化と人間―一万年の歴史』（大明堂、二〇〇一  
年）

- ・多田鼎介「黃巾の乱前史」（『漢魏晋史の研究』汲古書院 一九九四年、初出は『東洋史研究』二六十四、一九六八年に所収）
- ・中本圭亮「後漢史における順帝期の位置」（史学会・東洋史部会発表レシユム、二〇一三年）
- ・東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会 一九九五年）
- ・増淵龍夫「後漢党錮事件の史評について」（『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店 一九九六年、初出は『一橋論叢』四四一六、一九六〇年）
- ・宮崎市定『九品官人法の研究―科挙前史―』（同朋舎出版 一九五六年、現在は中公文庫版〈一九九七年〉が入手簡便）
- ・矢野主税「状の研究」（『史学雑誌』七六二二 一九六七年）
- ・藪森健介『清簡』と『威恵―魏晉官僚の一考察―』（『名古屋大学東洋史研究報告』八 一九八二年）
- ・渡辺信一郎「仁孝十六朝隋唐期の社会救済論と国家」（同著『中国古代国家の思想構造』校倉書房 一九九四 a 初出「仁孝―あるいは二七世紀中国における一イデオロギ―形態と国家」〈『史料』六一二二、一九七八年〉）
- ・渡辺信一郎「清十六朝隋唐国家の社会編成論」（同著『中国古代国家の思想構造』校倉書房 一九九四 b 初出「清―あるいは二七世紀中国における一イデオロギ―形態と国家」〈『京都府立大学學術報告』人文三二、一九七九年〉）

## 【注】

- (1) 宮崎一九五六。なお、文中の敬称は略した。以下同じ。
- (2) 矢野一九六七。
- (3) 『後漢書』卷三十九、「淳于恭伝」。
- (4) 『後漢書』卷五十三。
- (5) 『後漢書』卷八十三、「逸民列伝」の王霸条。
- (6) 『後漢書』卷八十四、「列女伝」の王霸妻条。
- (7) いずれも『後漢書』卷二十、「祭遵伝」。
- (8) 『後漢書』卷三十六、「宋弘伝」。
- (9) 渡辺一九九四 b、一二六頁。
- (10) 『續漢書』第二十四、「百官」一。なお、孫星衍はこの詔書を『北堂書鈔』から甲寅、すなわち建武三十（五四）年のものとす。『漢官六種』（中華書局 一九九〇年）二二五頁参照。
- (11) 東一九九五、四三〇九頁。
- (12) 高詡・孫堪・侯霸・宋弘・周生豊（尚書・甄宇（太子少傅）・楼望・祭彤・任隗・馬廖・虞延・李育・玄扈・包咸）。
- (13) 楊震については狩野直禎「楊震伝についての一考察」（狩野一九九三所収、初出同題・『古代文化』三七卷八号、一九八五年所収）の基礎研究がある。
- (14) 『後漢書』卷五十四、「楊震伝」。
- (15) 楊震は元初四（二一七）年に太僕となるが、これより以前のことである。

- (16) 上田一九六七は、同じ楊震の逸話を引き、これを明帝以降の「廉」の重視の象徴と捉える。三八二頁参照。
- (17) 『後漢書』卷四十五「袁安伝」附伝。
- (18) 『後漢書』卷五十二「崔駰伝」附伝。
- (19) 『後漢書』卷六十七「党錮列伝」の檀敷案。
- (20) 章名にもあるが、中本二〇三と同様、前期を光武帝く章帝期、中期を和帝く順帝、後期を桓帝く獻帝とした。
- (21) 人口の出典は『統漢志』卷二十三、「郡国志」五注引伏无忌の記録による。言う迄もないが、前近代国家の人口統計であるので全幅の信頼をもって扱うことの出来ないデータではあるが、この間に人口が単純増加していたとすると、年人口増加率は1.2%程度となり、ほぼ現在の世界人口のそれに等しい。
- (22) 多田一九九四、五〇く五六頁。
- (23) 出典は注(21)と同様。年人口増加率はマイナス0.4%程度となる。
- (24) 鈴木二〇〇〇、一五〇く一五三頁・一五九く一六二頁。佐々木二〇〇九、二六く二七頁。
- (25) 『統漢志』卷二十三「郡国志」五の記述によれば順帝期の人口は四九一五万〇三〇人だが、注引応劭の『漢官儀』では順帝永和年間(二三六く一四二)の人口が五三八六万九五八八人、同伏无忌の記録では建康元(二四四)年に四九七三万〇五五〇人、沖帝永嘉元(二四五)年に四九五二万四一八三人、質帝本

初元(二四六)年に四七五六万六七二人となっている。応劭『漢官儀』の記録だけ人口が非常に多くなっているが、『統漢志』・伏无忌の記録はほぼ変わらない。応劭の記述を外して考えることが許されれば、順帝後半は地震以外の災害はほぼなく、人口がほぼ一定していたとも考えうる。記して後考を待ちたい。なお佐藤一九九三、一八く一九頁によれば、一三六く一四六年は地震が圧倒的に多く、その他の災害は「洛陽暴水」「偃師蝗」(以上永和外(二三六)年)、「太原郡旱」(永和四年)、「春より夏にかけて大旱」(永嘉元年)、「海水、樂安・北海に溢る」(本初元年)が見られ、沖帝・質帝共に賑恤を行っている。質帝時代に人口が減つたのも、永嘉・本初の災害に基づくと考えられる。

- (26) 『後漢書』卷三〇下、「郎駟伝」。なお、郎駟は、①公車に召されて対策②その後、尚書で対策③尚書に詰問されたことに対する返答④その後の上奏、と前後四回の上奏が残っている。
- (27) 前注の①に対応する。以下同じ。なお、ここに賑恤が「仁之本也」とあるが、渡辺一九九四aが指摘する如く、「仁」の郷里の救済」という認識が後漢中期には存在したことが窺える。
- (28) 上谷一九九四、一三頁。渡辺一九九四a、二六九く二七〇頁。
- (29) 『後漢書』卷八十五「文苑列伝」上、黄香条。なお『後漢書』『蜀帝紀』によれば延平元年の六月に三十七の郡国で大雨があり、同『安帝紀』によれば同年九月にも六州で洪水があつたこ

とが窺える。東一九九五、二〇六頁では、外戚鄧氏の政權掌握にあたって尚書系官職に鄧氏派の人物を充てるため、和帝期に長く尚書系官職の地位にあった黄香を魏郡太守に転出させたところがある。首肯すべき見解ではある。ただ、災害が頻発するなかで、実務に明るい人物を地方長官として転出させることは、国家機能維持のためには必要なことではないだろうか。

- (30) 『後漢書』卷五十六「种昌伝」。なお种昌は延熹四(二六二)年に司徒となり、在位三年して六十一歳で亡くなっていること、順帝末に侍御史となるがそれ以前に父が亡くなっていることから、順帝期に父が亡くなったと考え得る。
- (31) 「境内云々」は「循吏列伝」から、「路不云々」及び民の歌は『国志』からの引用。
- (32) 『後漢書』卷七十六「循吏列伝」王渙条によれば、王渙が洛陽令となるのは永元十五年で、『続漢志』卷十三「五行志」一注引「古今注」によれば「永元」十五年、雒陽郡国二十二並旱、或傷稼」とある。
- (33) 『後漢書』卷十六「鄧處伝」附伝鄧眾条。
- (34) 東一九九五、二〇五頁。
- (35) 加藤徹「イナゴ感心譚」の考察「後漢における説話の役割」(『大学院研究年報 文学研究科篇』三六号(中央大学大学院)、二〇〇七年)。
- (36) 東一九九五、一九九頁。

(37) 代表的なもののみ挙げて、川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」・「貴族制社会の成立」(川勝一九八二所収、前者の初出は『東洋史研究』二五十四、一九六七年、後者は『君波講座 世界歴史』五、一九七〇年、多田朔介「後漢後期の政局をめぐって―外戚・宦官・清流士人―」(多田前掲『漢魏晋史の研究』所収、初出は『東京教育大学紀要』七六、一九七〇年)、東晋次「党錮」(東一九九五 第六章)、増淵一九九六、などがある。また、「清」との関連でいえば、渡辺一九九四も考察対象を後漢末期から始めている。

- (38) 『後漢書』卷六十七「党錮列伝」。
- (39) 『後漢書』卷六十九「竇武伝」。
- (40) 『後漢書』卷四十三「朱暉伝」附伝。
- (41) 『後漢書』卷五十四「楊震伝」附伝注引謝承「後漢書」。
- (42) 『後漢書』卷七十六「循吏列伝」劉寵条。
- (43) 『後漢書』卷七十四「袁紹伝」注引「先賢行状」。
- (44) 『後漢書』卷七十五「呂布伝」。
- (45) 前注注引「英雄記」。
- (46) 『後漢書』卷五十六「陳蕃伝」によれば、陳蕃が十五歳の時に父の友人である薛勤が、「知其有清世志、甚奇之」としており、また永康元(二六七)年に桓帝が崩御した時に竇皇后(竇武の女)が詔を発し、その文中に「前太尉陳蕃、忠清直亮。其以蕃為太傅、録尚書事。」とある。

(47) 東一九九五、三二三頁。

(48) 東一九九五、二六一頁。

〔附記〕 今回の拙稿作成につき、中本圭亮氏（駒澤大学非常勤講師）に御指導・御助言を賜った。氏の御指導を生かし切れなかったのは偏に筆者の能力不足にある。深甚の感謝を申し上げて擧筆する。

No.	姓 名	本 貫	評 価	『 後 漢 書 』
1	郭 稚	南陽郡穰	清	四一九四〇
2	鮑 宣	渤海郡	清苦☆	十一二七八一
3	郭堅伯・郭游君	河南郡洛陽	清節	四一九〇八
4	孔 奮	扶風郡茂陵	清絮☆	四一一〇九八
5	淳于恭	北海郡淳于	清静☆	五一一三〇一
6	荀 恣	太原郡	清節☆	六一一七四〇
7	高 詡	平原郡穀	清操	九一二五六九
8	孫 堪	河南郡緱氏	清白	九一二五七八
9	王 霸	太原郡広武	清節☆	十一二七六二、二七八三
10	井 丹	扶風郡郡	清	十一二七六四
11	祭 遵	潁川郡潁陽	清☆	三一二三八、七四二
12	侯 霸	河南郡密	清絮	四一九〇二
13	宋 弘	京兆尹長安	清行	四一九〇四
14	周生豊	太山郡南武陽	清約	四一九七八
15	鄭 敬	不明	清	四一一〇二九
16	樊 儵	南陽郡湖陽	清静	四一一一二二
17	蔣 遵	不明	清亮	九一二五五三
18	甄 宇	北海郡安丘	清静	九一二五八〇
19	樓 望	陳留郡雍丘	清白	九一二五八〇
20	張 玄	河内郡河陽	清浄	九一二五八一
21	祭 彤	潁川郡潁陽か	清約	三一二四五
22	任 隗	南陽郡宛	清静	三一二五三
23	馬 廖	扶風郡茂陵	清約	三一二五二
24	虞 延	陳留郡東昏	清貧☆	四一一一五四
25	李 育	不明	廉清☆	五一一三三二
26	玄 賀	巴郡宕渠	清絮	五一一三九七
27	包 咸	会稽郡曲阿	清苦☆	九一二五七〇
28	樊 瑞	南陽郡湖陽	清静	四一一一二五
29	李 恂	安定郡臨涇	清約☆	六一一六八三

30	梁 鴻	扶風郡平陵	清高	十一二七六八
31	韋 彪	扶風郡平陵	清儉☆	四一九二〇
32	張 奮	京兆尹杜陵	清白	五一一一九八
33	扈 順	汝南郡南頓	清	六一一六〇七
34	王 渙	弘農郡郡	清・清脩	九一二四六八・二四六九
35	黃 瓊	江夏郡安陸	清亮	四一一〇七〇
36	王 穉	弘農郡鄴	清	四一一一〇六
37	宋 漢	京兆尹長安	清修	四一九〇五
38	周 燮	汝南郡安城	清	六一一七四二
39	趙 康	南陽郡宛	清静	六一一四六三
40	袁 彭	汝南郡汝陽	清絮☆	六一一五二二
41	陳 澄	巴郡安漢	清	六一一六八六
42	崔 瑗	涿郡安平	清☆	六一一七二四
43	檀 敷	山陽郡瑕丘	清☆	八一二二一五
44	王 暢	山陽郡高平	清爽	七一八二二
45	周 拳	汝南郡汝陽	清	七一〇二八
46	良 賀	(宦官)	清儉	九一二五一八
47	竇 武	扶風郡平陵	清☆	八一二二三九
48	孟 嘗	会稽郡上虞	清	九一二四七四
49	趙 典	蜀郡成都	清	四一九四七
50	張 磐	丹陽郡	清白	五一二二八七
51	爰 延	陳留郡外黃	清	六一一六一八
52	黃 真	陳留郡雍丘	清節	八一二一〇〇
53	朱 穆	南陽郡宛	清☆	六一一四七三
54	楊 秉	弘農郡華陰	清儉☆	七一七七一
55	陳 蕃	汝南郡平輿	清☆	八一二一五九、二一六八
56	馮 允	巴郡宕渠	清白	五一二八四
57	荀 淑	潁川郡潁陰	清	七一二〇六四
58	成 瑁	弘農郡	清	八一二一八六
59	范 滂	汝南郡征羌	清節	八一二〇三、二二〇五

60	尹 勳	河南郡鞏	清操	八一・二二〇八
61	羊 陟	太山郡梁父	清直	八一・二二〇九
62	劉 寵	東萊郡牟平	清約☆	九一・二四七九
63	李 歷	漢中郡南鄭	清白	十一・二七一九
64	單 颯	山陽郡湖陸	清苦	十一・二七三三
65	李 咸	汝南郡	清	七一一・八三三三
66	陶丘洪	平原郡	清	八一・二一一二
67	徐 璆	広陵郡海西	清高	六一一・六二一
68	服 虔	河南郡滎陽	清苦	九一・二五八三
69	袁 忠	汝南郡汝陽	清亮	六一一・五二二六
70	邴 原	北海郡朱虛	清高	八一・二二五九
71	趙 昱	瑯邪郡	清	八一・二三六八
72	韓 珩	代郡	清	九一・二四一八
73	高 順	不明	清白☆	九一・二四五〇
74	謝 該	南陽郡章陵	清白	九一・二五八五

付表・『後漢書』「清」認定人物一覧

【凡例】評価の項目は清を含む言葉でどのように『後漢書』に見えるかを表す。  
☆はその評価理由が或る程度窺えることを表す。『後漢書』の項目は、清に関する記事が見える中華書局標点本における巻数－頁数。なお、人物の配列は、清に関わる評価がなされた大凡の時代順にしている。